

第2章 計画の基本的考え方

第2章 計画の基本的考え方

1. 計画の基本理念

国際障害者年のテーマは「完全参加と平等」であり、八千代市第2次障害者計画においても、「住み慣れた地域で共に暮らし、共に参加する」を目標像として進めてきました。

障害のあるなしにかかわらず、地域の一人ひとりがお互いに自主性や主体性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で安心して“共に暮らし、社会に参加していく”ことのできるまちの実現を目指しています。

このテーマを実現させるため、本計画の目標像は引き続き

- 目標像 -

「住み慣れた地域で共に暮らし、共に参加する」

とし、この目標像のイメージを簡単な言葉で伝えるキャッチフレーズを

- キャッチフレーズ -

「みんなで参加、住みよいやちよ」

とします。

2. 計画の基本的視点

八千代市では、以下に掲げる「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」、およびその実現を支え補助する「インクルージョン」と「エンパワーメント」を合わせた4つを計画の基本的視点とします。

(1) 「ノーマライゼーション」

障害のある人を特別視するのではなく、「障害のある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそがノーマルである」という考え方、またそのような社会づくりを推進すること。

(2) 「リハビリテーション」

障害のある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上をめざす総合的なプログラムであるとともに、すべてのライフステージにおいて、主体性や自立性、自由といった人間本来の生き方の回復あるいは獲得をめざすこと。

(3) 「インクルージョン」

「包み込むこと」という意味で、「障害者施策の包括化」の意味で用いられることもあり、障害の有無に関係なくすべての人が社会の中で生活し、そのニーズに応じた地域生活支援を受けられるようにしていくこと。

(4) 「エンパワーメント」

個人や集団が、より力を持って、自分たちに影響を与える事柄を自分たち自身でコントロールできるようになること。障害当事者が、あくまでも自分自身に知識や技術を身に付け、自分で問題解決する能力を持つこと。

3. 計画の基本目標

基本理念の実現に向け、次の3つの基本目標を設定し、各施策・事業を推進します。

3つの基本目標

基本目標Ⅰ 安心して、安全にくらす

基本目標Ⅱ 快適にくらす

基本目標Ⅲ 心をかよわせ、思いあってくらす

【基本目標Ⅰ】安心して、安全にくらす

「安心して、安全にくらす」では、障害のある人たちの人権や権利を守りながら、保健や医療など健康な生活を支えるサービスを適切に十分受けられるまちづくりをめざします。

また、障害があっても気軽に外出でき、公共交通機関やさまざまな施設を不便なく利用できる「バリアフリー」、「ユニバーサルデザイン」のまちづくりをめざすとともに、災害時においても、すみやかに安全が確保され必要な援助を受けることができるまちづくりをめざします。このため、国や県の法律や条例、市の各種計画等と整合性や調整を図りながら防災・防犯体制の整備に努めます。

さらに、地域において活動している各種障害者関係団体や組織への支援を進め、自助や共助による活動の活性化を図ります。

【基本目標Ⅱ】快適にくらす

「快適にくらす」では、ライフステージに応じたくらし方を選択できるよう、多様な生活の場の整備を進めます。

また、地域での生活を支える福祉サービスを、必要な時にだれもが利用できるまちづくりをめざします。このため、平成18年度より施行されている障害者自立支援法に基づくサービス提供体制を充実させるとともに、サービス対象者の枠組みから外れる方が出ないよう新規サービスや、既存サービスの充実についても検討を行い、サービスを提供する人材の確保・養成にも努めます。

さらに、情報や相談体制については、一人ひとりの障害の状況に適した体制づくりと、障害者を支える家族を中心とした介助者・支援者への対応を充実させることを目指しながら、障害の種類や程度に応じた就学・就労の場や機会の整備に努めます。また、地域や社会との接点となる交流機会をはじめとする社会参加の場と機会の拡充にも努めます。

【基本目標Ⅲ】心をかよわせ、思いあってくらす

「心をかよわせ、思いあってくらす」では、障害のある人もない人も偏見や意識の壁を取り除き、助け合い、心豊かにくらすことのできるまちをめざします。このため、学校教育や生涯学習の機会をとらえた福祉教育の充実を図るなど、障害に対する理解の取り組みを進めます。

また、地域におけるボランティア活動など地域住民の自主的な支え合いの活動を支援し、地域力を高め、「地域ぐるみ福祉ネットワーク」づくりに努めます。

4. 計画の基本方針

この計画を進めていくにあたっての基本方針は、次の3つとします。

(1) 心豊かに自分らしくくらす

…障害があっても、障害のある人が自分自身の意思に基づいて、自立した生活をその人らしく送ることができるよう、支えていきます。

(2) 共に助け合い、共に支え合う

…障害のある人やその家族、関係機関・団体等だけでなく、地域の人たちや事業所など、多くの人たちの参画のもと、共に助け合い、共に支え合う地域社会づくりを、みんなで取り組んでいきます。また、障害のある人がサービスを受けるだけでなく、自らも主体的・積極的に社会参加していけるような形で進めていきます。

(3) 広くつながる

…本市だけでは実現が困難なサービスや、広域的に取り組むことによりいっそう効果的なものとなるサービスについては、他市町村や県、関係機関など、より広範な連携のもとで取り組んでいきます。また、福祉サービスや学校卒業後の進路、就職などの場面で、当事者がより幅の広い選択肢の中から選ぶ事ができるよう、選択肢の拡充に努めます。

5. 計画の重点施策

障害のある人を取り巻く施策は、生活や住まい、日中の過ごし方など、どの施策も重要ですが、将来の八千代市の障害者の暮らし方が現在よりもより充実したものになることを実現するため、「八千代市第3次障害者計画」では以下の4点について重点施策と位置づけ、取り組めます。

(1) 疾病の予防、障害の早期発見、早期対応など

保健・医療・福祉の緊密な連携を基盤としたすべての市民の健康の維持・増進や、疾病の早期発見、早期治療を図り、障害要因の予防に引き続き努めます。

また、住み慣れた地域で、自宅で暮らし続けられるよう、地域のリハビリテーションに関わるサービス機関や団体をはじめ、保健・医療・福祉の連携に基づいて、必要な障害者へのサービスを提供できるよう努めます。

(2) 情報提供・相談体制の充実

何らかの問題を抱える人に対して適切かつ迅速な対応が図れるよう、効果的な情報提供や相談体制の充実に努めます。

「サービスを受ける」、「活動に参加する」といったことは、障害のある人にとって簡単に成しえることではありません。それを実現するために、話を聞いてもらえる場所や、受け取る人に適した情報・それぞれの障害に対応する提供方法など、情報格差が生じないように努めます。

(3) 一人ひとりにあったサービスの提供

それぞれの障害に見合った支援の内容やあり方、方法を検討し、一人ひとりにあったサービスを提供します。サービスの提供にあたっては、本人や家族の意向を十分に把握し、社会資源を有効活用するよう努めます。

また、これまで施策が十分ではなかった高次脳機能障害・発達障害・重度重複障害など、言わば制度・施策の“谷間”となっていた人や各福祉制度のサービスが受けられない人に対し、電話や窓口等の相談を通して、適切な対応に努めます。

(4) 社会参加の支援・促進

障害のあるなしにかかわらず、一人ひとりが住み慣れた地域で安心して共に暮らし、社会へ参加していく事ができるよう、就労をはじめ、移動やコミュニケーション等の手段、交流などにより社会参加の支援・促進に努めます。

また、八千代市障害者福祉センターの有効活用を図るなど、交流の場の充実に努めます。